

○ 療養費用算定基準細目(昭和63年9月1日消基発第305号)新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
I 診療に要する費用の算定基準 診療に要する費用の算定基準は、診療報酬の算定方法（平成 20 年 3 月 5 日厚生労働省告示第 59 号（最終改正：<u>令和 7 年 2 月 20 日</u>）。IIにおいて「診療報酬の算定方法」という。）の別表第一医科診療報酬点数表及び別表第二歯科診療報酬点数表（以下「健保点数表」という。）の診療報酬点数（以下「健保点数」という。）に 1 点の単価 12 円を乗じて得た額の範囲内とする。 ただし、次に掲げるものについては、当該各号に定めるところにより算定した額（点数に係るものについては、当該点数に12円を乗じて得た額）の範囲内とする。 1～12 （略） 13 入院室料加算 入院室料加算は、次の(1)及び(2)の要件に該当する場合に(3)に定める金額を算定できるものとする。 ただし、健保点数表における特定入院料、重症者等療養環境特別加算、療養環境加算、療養病棟療養環境加算、療養病棟療養環境改善加算、診療所療養病床療養環境加算、診療所療養病床療養環境改善加算との重複算定はできないものであること、及び(2)の④の要件に該当する場合は、初回入院日から 7 日を限度とするも	I 診療に要する費用の算定基準 診療に要する費用の算定基準は、診療報酬の算定方法（平成 20 年 3 月 5 日厚生労働省告示第 59 号（最終改正：<u>令和 6 年 3 月 5 日</u>）。IIにおいて「診療報酬の算定方法」という。）の別表第一医科診療報酬点数表及び別表第二歯科診療報酬点数表（以下「健保点数表」という。）の診療報酬点数（以下「健保点数」という。）に 1 点の単価 12 円を乗じて得た額の範囲内とする。 ただし、次に掲げるものについては、当該各号に定めるところにより算定した額（点数に係るものについては、当該点数に 12 円を乗じて得た額）の範囲内とする。 1～12 （同左） 13 入院室料加算 （同左）

のであること。

(1)～(3) (略)

なお、入院室料加算の地域区分の甲地とは、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3に基づく人事院規則9－49（地域手当）により支給区分が1級地から5級地とされる地域及び当該地域に準じる地域（令和6年3月5日付け保医発0305第5号「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の別添3第8の別紙1の人事院規則で定める地域に準じる地域のうち3級地から5級地）をいい、入院室料加算の地域区分の乙地とは、甲地以外の地域をいう。

また、同法及び同規則の改正により、地域及び級地区分が見直され、令和7年4月1日から施行されたが、当面の間、従前のとおり取り扱う。

14・15 (略)

16 入院時食事療養費

入院時の食事に係る療養の給付に要する費用については、平成18年3月6日厚生労働省告示第99号（最終改正：令和7年2月20日）別表食事療養及び生活療養の費用額算定表の第1食事療養に定める金額の1.2倍により算定する。

なお、10円未満の端数については四捨五入すること。

17～31 (略)

(1)～(3) (同左)

なお、入院室料加算の地域区分の甲地とは、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3に基づく人事院規則9－49（地域手当）により支給区分が1級地から5級地とされる地域及び当該地域に準じる地域（令和6年3月5日付け保医発0305第5号「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の別添3第8の別紙1の人事院規則で定める地域に準じる地域のうち3級地から5級地）をいい、入院室料加算の地域区分の乙地とは、甲地以外の地域をいう。

14・15 (同左)

16 入院時食事療養費

入院時の食事に係る療養の給付に要する費用については、平成18年3月6日厚生労働省告示第99号 _____ 別表食事療養及び生活療養の費用額算定表の第1食事療養に定める金額の1.2倍により算定する。

なお、10円未満の端数については四捨五入すること。

17～31 (同左)